

NO	発生 年月日	健康福祉 センター	主な 発生場所	喫食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設の 営業許可種別	事件の概要	行政処分	備考
1	R7.2.6	若狭	小浜市	2	1	ひらめの刺身	アニサキス	魚介類販売業	令和7年2月7日午前8時40分頃、小浜市内の医療機関から「当病院を受診した患者からアニサキス虫体が摘出された。」旨の連絡がありました。 調査した結果、患者が2月5日の午後6時に当該施設で生食用鮮魚介類を購入していたこと、医療機関において患者からアニサキス虫体が摘出されたこと、患者の症状および潜伏期間が胃アニサキス症と類似していたこと、患者が発症前数日以内に喫食した生食用鮮魚介類は、当該施設が販売したもののみであったこと、当該施設では原因食品について、加熱や十分な冷凍等の措置を講じていたことが確認できなかったこと、患者を診察した医師から食中毒患者等届出票の提出があったことから、本件を原因施設が販売した刺身による食中毒と断定しました。	2/8 営業停止処分	探知 2/7
2	R7.2.19	奥越	大野市	9	6	生食用カキ(推定)	ノロウイルス	飲食店営業	令和7年2月20日午後1時頃、大野市在住の者から「2月17日に原因施設を利用した9名のうち8名が、2月19日から嘔吐、下痢、発熱等の症状を呈している」旨の通報がありました。 調査した結果、令和7年2月17日に原因施設が調理提供した食事を喫食した9名中6名が嘔吐、下痢等の症状を呈しており、その発症状況が類似していたこと、有症者間で感染症を疑う事象は確認されず、有症者の共通する行動は、原因施設が調理提供した食事の喫食のみであったこと、有症者の検便からノロウイルスが検出されたこと、医師からの届出があったことから、本件を原因施設が調理提供した食事による食中毒と断定しました。	—	探知 2/20
	合計			11	7						